

植栽に関するワーキンググループの設置について（案）

1. これまでの経緯

- ・小笠原の自然環境の保全・管理対策のうち植栽を伴う事業については、近年の科学委員会や個別事業の検討会において、その是非が度々議論されてきた。
- ・平成 21 年 3 月には、科学委員会事務局の呼びかけにより幅広い関係者の参加の下、特に植物を扱う人為の加え方についてフリーディスカッションの場が設けられた。
- ・こうした議論を受け、平成 21 年 6 月に開催された「外来種対策・自然再生部会」において、「植栽の是非に関する部会長総括メモ（以下、部会長メモ 別紙参照）」が示され、植栽に関するこれまでの議論や今後の対応にあたっての考え方が総括された。
- ・これは、翌 7 月の「地域連絡会議・科学委員会 合同会議」へ報告され、「小笠原諸島世界自然遺産推薦地 管理計画」に植栽や補強的再導入に伴う遺伝子攪乱のリスクへの対処に関する記述を加えることで合意された。
- ・ただし、部会長メモにおいては、「植栽の実施については慎重な判断が必要であり、今後も、関係者が共通認識を得るために継続的な議論が必要である。」とされており、平成 21 年 11 月の科学委員会において、委員長発言により、今後より具体の検討を進めるため、大河内委員と可知委員に相談しつつ、事務局において平成 22 年度における議論の進め方を検討することとなった。
- ・以上の経緯を踏まえ、平成 22 年度においては、科学委員会の下に「植栽に関するワーキンググループ」を設置して、植栽にあたって適用するための具体的な考え方を示すための検討を進めることとしたい。

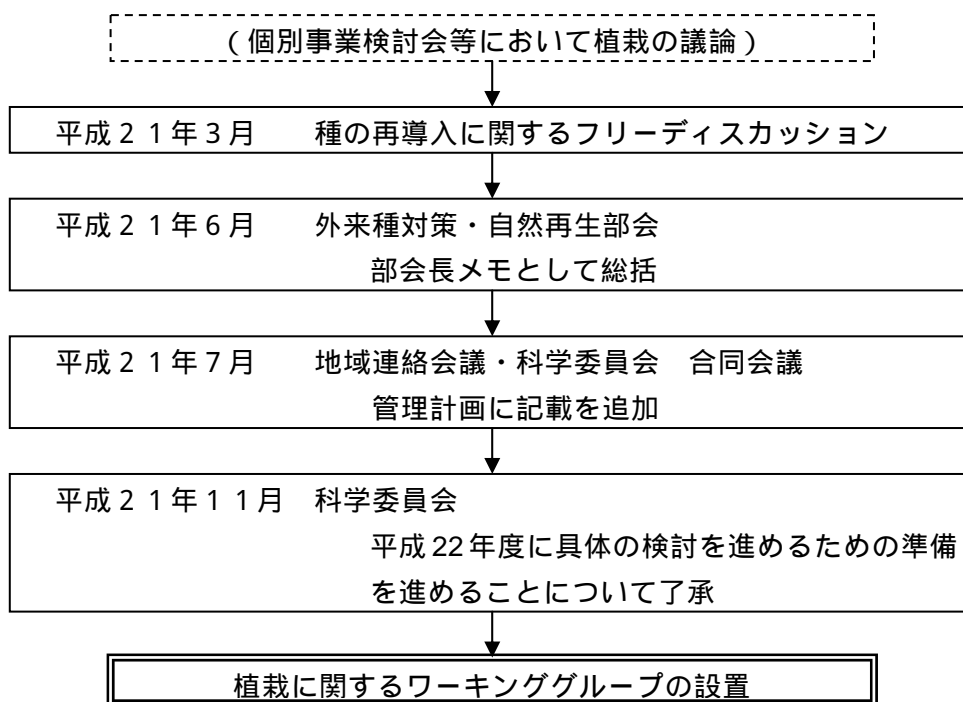


図 植栽に関するこれまでの議論の流れ

2. 植栽に関するワーキンググループ（WG）の概要

- ・本WGは、科学委員会の了解を得て、「小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会」の下に設置するものである。WGの概要は以下のとおり。

名 称	植栽に関するワーキンググループ（仮称）
メンバー	未定 科学委員会メンバーからの選出を大半とし、委員会メンバー以外にも植栽に関係する有識者（希少固有植物・動物の保護増殖、植え戻しについての専門家など）にも参加いただくことを想定 大河内委員、可知委員と事務局と相談し選出（委員長発言より）
設置期間	・平成22年度（1年間）を想定 ・3回程度開催
管理機関	環境省、林野庁、東京都、小笠原村

3. 本WGにおける検討について

（1）検討の目的

- ・本WGでは、小笠原諸島の自然環境の保全・管理のための対策の手段として「植栽」を取り扱う場合に、実施に先だって適用すべき「考え方」をとりまとめるものとする。

（2）検討の進め方

- ・「植栽」については、一般論での議論では着地点が見えにくいことから、具体的な事例をとりあげながら、以下のように検討を進め、部会長メモを発展させる形で、「考え方」についてとりまとめる。

名 称	開催時期
第1回	平成22年8月頃
第2回	同 11月頃
第3回	平成23年2月頃

090630 大河内部長メモ

植栽の是非に関する部会長総括

小笠原の生態系の保全・再生において、植栽の是非に関する議論がある。

これについては、科学委員会や外来種対策・自然再生部会、拡大メンバーによるワークショップなど、継続的に議論してきたところである。今回、外来種対策・自然再生部会として生態系保全アクションプランの大枠の検討を終え、検討の場を科学委員会に移すにあたって、植栽の是非に関し、部会長として以下のとおり総括する。

この問題については、当面は、各種事業の実施や研究活動において、以下のような慎重な判断が必要であり、今後も、関係者が共通認識を得るために継続的な議論が必要である。

(1) 小笠原の生態系の保全・再生における植栽に関して

植栽は、そのメリットとデメリットがある。そのため、事例ごとに、植栽をしないことによる生態系の衰退と、植栽をすることによる弊害を比較検討し、どちらがより重大であるかを判断することが必要である。

メリット

- ・植えた木をコアとして森林の再生が促進される。
- ・固有動物等の生息地を保護する（あるいは回復する）。
- ・外来植物の繁茂を抑制する。
- ・希少植物の自立個体群の維持に役立つ（重大な遺伝子攪乱を伴わない場合）。
- ・表土流出防止など植生による生態系サービスの向上が期待できる。

デメリット

- ・進化的保全単位である地域個体群を遺伝的に攪乱し、進化を阻害する（島内に複数の地域個体群を考える必要がある場合から、一つ以上の島を一つの地域個体群と考えて差し支えない場合まで、種によって地域個体群は様々な状態にあると想定される）。
- ・植栽地の自然植生を破壊する（自然植生を除去して植える場合）。
- ・非意図的随伴生物の侵入を許す。
- ・上記により世界遺産の価値を損なう。

(2) 世界遺産の推薦地域における植栽に関して

海洋島における生物の進化を一つの価値とする世界遺産の推薦地域においては、進化の場を保証すべきである。従って、原則として世界遺産の推薦地域における植栽は慎重であるべきであり、外来種排除だけでは植生の回復が望めず、かつ、植栽をしないことが、植栽に伴い想定される攪乱に比べてより大きなデメリット（外来種の繁茂や固有動物の絶滅等）をもたらす場合にのみ、植栽は計画されるべきである。

また、短期・中長期の植生回復計画を立案し、計画段階ごとの目標や最終的な回復目標に照らして、植栽による回復補助の役割を明確化すべきである。

植栽を必要とする場合であっても、緊急性の検討、代替方法の検討、影響を最小限にする樹

種の選定、植栽方法の選定を行うべきであり、これらの検討は、植生の状況に応じて、また科学的知見に即して行うべきである。

世界遺産の推薦地域における植栽に関しては、問題解決の一つの方向性として植生に応じたゾーニングを行うことが有効であるとする議論があった。これらのことを含めて、今後も継続的な議論が必要であり、当面の個別事業における植栽の実施決定にあたっては、今後の議論に資するために、以上の留意点に関して、外部委員を交えた検討会等による検討結果を記録するべきである。